

# 1 通則

## 1 目的

石川県防犯まちづくり条例（平成17年石川県条例第23号）第16条第2項の規定により、道路、公園、公衆便所、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「防犯上の指針」という。）を示し、もって犯罪の防止に配慮した道路等の普及を目的とする。

## 2 基本的な考え方

- ① 防犯上の指針は、道路等を設置し、又は管理する者（以下「道路等の設置者等」という。）に対して、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項等を示すものである。
- ② 防犯上の指針は、石川県防犯まちづくり推進協議会（注1）に参加する団体をはじめ自治会等の活動や草の根防犯座談会、防犯キャンペーン等様々な機会を通じて県民に普及・浸透を図るものとする。

（注1）「石川県防犯まちづくり推進協議会」とは、石川県防犯まちづくり条例第7条の規定により、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るため、県、市町、県民、自治会等及び事業者が協働して防犯まちづくり運動を展開するため組織された団体をいう。

- ③ 防犯上の指針の普及・浸透を通じて道路等の構造、設備等の防犯対策のレベル向上と防犯意識の高揚を図るものとする。

## 3 運用上の留意点

- ① 防犯上の指針は、道路等の設置者等に対し、道路等の防犯性の向上に関して参考となる手法等を示すことで、その対策を促すものである。
- ② 防犯上の指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、関係機関と連携して、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 防犯上の指針は、関係法令等、施設の立地条件又は設置目的上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については適用しないものとする。
- ④ 防犯上の指針は、社会状況の変化、防犯技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

# 2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等

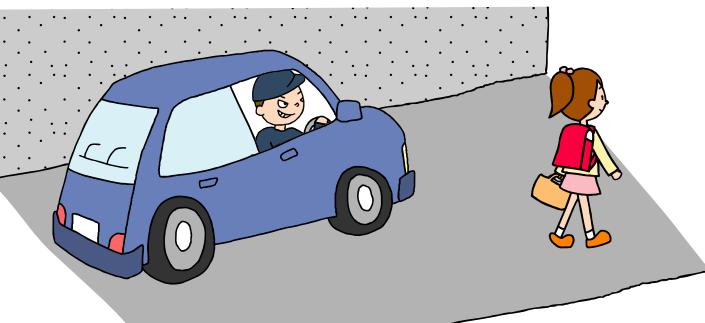
道路等の防犯対策を推進するためには、多くの人の目を自然な形で確保し、犯罪を企てる者（以下「犯罪企図者」という。）に「犯罪を行えば第3者に目撃されるかもしれない」と感じさせることや犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくくすることが重要である。

## 1 道路

道路におけるひったくり等の犯罪を防止するため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

- ① 道路の構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレールや横断防止柵、植栽等を設置して、歩道と車道を分離すること。

道路の歩道と車道を分離することは、交通安全に加えて、防犯上も車両を使った犯罪企図者と被害対象者との接近を防ぐ上で有効となる。



車道と歩道が分離されていない道路は、犯罪企図者に狙われやすい。

- ② 道路又はその周辺における植栽については、下枝等が道路の見通しを妨げないように剪定を行い、死角の原因とならないようにし、工作物等については見通しを妨げないように配置すること。

道路や、私有地の植木・雑草等の枝葉が伸び過ぎて道路の見通しを妨げることは、犯罪企図者にとって身を隠す場所となるなど犯行が行われやすい環境となることから、植栽等の管理者等が、見通しを確保するため剪定・伐採を行うことが犯罪を起こしにくくする上で有効となる。



植栽で歩道と車道を分離した道路

